

単位互換の実施に関する規程

平成22年10月13日

放送大学規程第7号

改正 平成26年2月19日、平成27年7月8日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 放送大学学則第37条、第37条の3及び第47条の規定に基づき、本学学部の学生が他の大学学部、短期大学及び高等専門学校の授業科目を履修し、又は他の大学学部、短期大学及び高等専門学校の学生が本学学部の授業科目を履修する場合並びに放送大学大学院学則第32条及び第42条の規定に基づき、本学大学院の学生が他大学大学院の授業科目を履修し、又は他大学大学院の学生が本学大学院の授業科目を履修する場合の実施方法等については、この規程の定めるところによる。

(単位互換協定)

第2条 前条の措置の実施にあたっては、学長は、教授会の議を経て、他の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の長と協議し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 履修できる授業科目の範囲及び認定される単位数
- 二 対象となる学生数
- 三 単位の認定方法
- 四 授業料その他の費用の取扱い
- 五 その他必要な事項

第2章 他大学等の授業科目の履修

(出願)

第3条 他の大学学部、短期大学及び高等専門学校の授業科目の履修を希望する全科履修生及び他大学大学院の授業科目の履修を希望する修士全科生は、所定の期日までに所定の書類を添えて学長に願い出るものとする。

(学長の推薦)

第4条 前条の願い出があったときは、学長は、教授会の議を経て、当該他大学等の長に推薦する。

2 学長は、推薦した学生が他大学等の規則に違反し、その他他大学等における履修を認めた趣旨に反するときは、教授会の議を経て、当該他大学等の長と協議の上、推薦を取り消すことができる。

(学部における単位の認定)

第5条 全科履修生が他の大学学部又は短期大学において修得した単位については、当該大学又は短期大学の長からの成績評価及び修得単位の報告に基づき、教授会の議を経て、本学学部の卒業の要件となる単位として認定する。

2 全科履修生が高等専門学校において行った学修については、当該高等専門学校の長からの成績評価及び修得単位の報告に基づき、教授会の議を経て、本学学部の卒業の要件となる授業科目の履修とみなし、単位を与える。

3 前2項により認定する単位数は、60単位を限度として他大学等の長との協議により定めるところによる。

(大学院における単位の認定)

第5条の2 修士全科生が他大学大学院において修得した単位については、当該他大学の長からの成績評価及び修得単位の報告に基づき、教授会の議を経て、本学大学院の修了の要件となる単位として認定する。

2 認定する単位数は、10単位を限度として他大学の長との協議により定めるところによる。

第3章 他大学等の学生の履修

(受入予定学生の決定)

第6条 他大学等の長から、特別聴講学生として本学学部又は本学大学院の授業科目の履修を希望する者の推薦があったときは、学長は、教授会の議を経て選考し、受入予定学生を決定する。

(受入れの許可)

第7条 前条の選考により受入予定学生と決定した者は、所定の手続を行わなければならぬ。

2 学長は、前項の手続を完了した者に対して、教授会の議を経て、受入れを許可する。

3 学長は、特別聴講学生が本学の規則に違反し、その他大学における履修を認めた趣旨に反するときは、教授会の議を経て、所属大学等の長と協議の上、前項の許可を取り消すことができる。

(履修期間)

第8条 特別聴講学生の履修期間は、1学期間毎とする。

(所属学習センター)

第9条 特別聴講学生は、いずれか一の学習センターに所属するものとする。

(学生証)

第10条 特別聴講学生には所定の学生証を交付する。その有効期限は、1学期間とする。

(履修及び単位修得の方法)

第11条 特別聴講学生の履修及び単位修得の方法は、本学学生の場合と同様とする。

(学業成績等の報告)

第12条 特別聴講学生が履修を終了したときは、学長は、当該学生の成績評価及び修得単位について、所属大学等の長に報告するものとする。

(授業料その他の費用)

第13条 特別聴講学生の授業料その他の費用の取扱いについては、所属大学等の長との協議により定めるところによる。

(素点提供型単位互換)

第13条の2 第12条の規定にかかわらず、他の大学等との協議に基づき、特別聴講学生が履修を終了したときは、学長は、当該学生の素点（単位認定試験の得点数をいう。）について、所属大学等の長に報告するものとすることができます。

2 前項の場合による特別聴講学生の単位修得の方法は、第11条の規定にかかわらず、当該学生の所属大学等の定めるところによる。

(教育協力費)

第14条 単位互換校が行う教育協力に対し教育協力費を支払うことができるものとする。

2 教育協力費の取扱いについては、別に定める。

(学生規則の準用)

第15条 特別聴講学生の身分の取扱い等に関しては、この規程に特に定めるもののほか、放送大学学生規則の規定を準用する。

附 則 (平成22年10月13日)

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則 (平成26年2月19日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月8日)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。